

平成20年度  
地球環境適応型・本邦技術活用型  
産業物流インフラ整備等事業  
(円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査)

公募提案要領

日本貿易振興機構（ジェトロ）

平成20年4月

## ～目次～

1. 公募対象調査	2
2. 提案者(応募者)の資格	3
3. 調査の内容・方法	4
4. 応募方法	6
5. 調査案件の選定方法	7
6. その他	8
7. 問い合わせ	9

### 【添付書類】

別添 1	「調査の進め方」
別添 2 - イ	「提案書表紙」
別添 2 - ロ	「提案書類受領書」
別添 2 - ハー①	「スクリーニング様式」
別添 2 - ハー②	「個別案件総括表」
別添 2 - ハー③	「個別案件票（本文）」
別添 2 - ハー④	「個別案件票（調査費概算）」
別添 3 - イ	「スクリーニング様式の書き方」
別添 3 - ロ	「個別案件票（調査費概算）の書き方」
別添 4	「調査報告書作成基準」
別添 5	「環境保全効果に関する対象分野表」
別添 6	「競争参加資格の取得について」

#### 【公募スケジュール】

平成20年4月25日(金)	公募開始
平成20年5月9日(金)	公募説明会
平成20年5月23日(金)	公募締め切り(11時)
平成20年5月29日(木)	プレゼンテーション実施
～6月6日(金)	
平成20年6月下旬	調査案件採択
平成20年7月下旬	契約締結

#### 【調査期間(予定)】

平成20年7月下旬～平成21年1月30日

## 平成20年度

### 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業

#### (円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査) 公募提案要領

「地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業（円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査）」（以下、「本事業」という。）は、開発途上国におけるインフラ等の投資環境整備、地球環境問題への対応、我が国の資源確保に資する鉱山等の周辺インフラ整備等に関して我が国企業の優れた技術・ノウハウを活用した円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件等調査を実施することにより、円借款案件又は官民パートナーシップを活用した事業を迅速に発掘・形成することを目的としています。

日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）では、経済産業省からの受託事業として、下記に従って、本事業を実施します。

#### 記

### 1. 公募対象調査

開発途上国におけるインフラ等の投資環境整備、地球環境問題への対応、我が国の資源確保に資する鉱山等の周辺インフラ整備等に関して我が国企業の優れた技術・ノウハウを活用した円借款プロジェクト及び民活型インフラ整備プロジェクトを対象とします。

応募の際には、「円借款案件形成等調査」もしくは「民活インフラ案件形成等調査」のどちらかを選択し、案件提案書にご記入のうえお申し込み下さい。

(円借款案件形成等調査)

(1) 本邦技術活用条件（STEP）の対象となり得る案件

これに該当する案件は、別添2-ハ-③の2.の⑥の重点テーマとして取り扱います。

(2) 我が国との貿易投資関係の強化に資する産業・物流インフラ整備案件など開発途上国の持続的経済成長に資する案件

以下の何れかに該当する場合は、別添2-ハ-③の2.の⑥の重点テーマとして取り扱います。

- ① 東アジアをはじめとする国と我が国との貿易投資関係の強化に資する産業・物流インフラ整備案件
- ② 相手国の均衡ある経済発展や貧困削減に資するとともに、我が国に対する資源・エネルギーの安定供給に貢献する案件（二国間の経済関係の強化などを通じて間接的に貢献するものも含む。）
- ③ CDMの対象となり得る案件など地球環境保全対策に資する案件
- ④ アフリカ支援に資する案件（特に、サブ・サハラ諸国）
- ⑤ 紛争や大規模災害からの復興案件

(民活インフラ案件形成等調査)

日本企業等が参加を計画又は希望している開発途上国におけるPPP（官民パートナーシップ）、BOT、BOO等による、いわゆる民活型インフラ整備プロジェクト（O&M等を含む。）を対象とするとともに、開発途上国政府の経済開発政策やインフラ整備政策、首脳や閣僚の発言等により、民活による推進の方針が明らかで当該開発途上国政府の支援が期待できると考えられる実現可能性が高い案件を優先的に採択します。また、今年度は、以下を重点テーマとします。

- ① 我が国との貿易投資関係の強化に資する産業・物流インフラ整備案件（電力、交通、空港、港湾、道路、上下水道等）
- ② 行政サービス案件（医療・教育サービスや電子政府を含む。）
- ③ 地球環境保全案件（CDMの対象となり得る案件や新エネルギー開発等を含む。）

- <注> 1. 本事業においては、世銀統計で2006年の1人当たりGNI（国民総所得）が6,275USドル以下の国を対象とします。ただし、我が国との二国間関係等により、本公募の対象とならない国がありますのでご注意ください。
2. 次の何れかの項目に該当する応募はご遠慮ください。
- (1) 同一案件を共同提案する法人（商社、メーカー、コンサルタント等）から、別々に提案する重複提案
  - (2) 相手国政府又は実施機関が具体的に検討していない案件など相手国の協力が見込まれず調査の実施に不安のある案件
  - (3) 利用可能な既存調査がある案件（経済情勢の変化等によりリバイスの必要な場合を除く。）
  - (4) タイトルだけの登録等、内容の希薄な案件
  - (5) 調査費用との関係で調査の内容が不十分となる案件
  - (6) 国からの委託金を受けて行う他の制度に既に採択されている調査と同一内容の案件
  - (7) プロジェクト実施にあたって必要となる環境社会配慮への対応策の実施が困難な案件

## 2. 提案者（応募者）の資格

提案者は、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 日本法人（登記法人）であること
- (2) ジェトロの競争参加資格を取得していること（取得見込み可）、また、経済産業省が定める補助金交付決定等停止事業者該当していないなど、調査を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理を行える体制を有すること  
【ジェトロの競争参加資格取得については、4. 応募方法 参照】
- (3) 提案法人が調査を遂行するために必要な知見、実施体制及び管理体制を有すること
- (4) ジェトロが調査を委託する上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を有して

いること

- <注> 1. 複数の日本法人による共同提案も可能です。その場合は、ジェットロとの連絡窓口となる主提案法人（幹事法人）を1社決めていただく必要があります。
2. 契約を締結することにより、ジェットロの信用を毀損するおそれがあるなど、契約相手方として不相当であると認められる場合については、調査委託契約を締結することができませんので、ご承知おきください。

### 3. 調査の内容・方法

#### (1) 調査の実施

調査案件は、提案者たる法人がジェットロの委託先となり、実施計画書の詳細及び調査経費の精査の後、ジェットロとの間で委託契約を締結した上で調査を実施することとします。調査終了後、報告書を検品し、契約金の用途についての検査（確定検査）を行い、調査完了となります。

【調査の流れは 別添1 を参照】

- <注> 1. 調査委託契約の受託者（提案法人）は、調査業務の全部又は一部を第三者へ再委託することはできません。ただし、調査業務に係る一部の外注については、事前にジェットロの承認を得ることによって可能です。
2. 調査案件として選定されたとしても、ジェットロと提案者たる法人との間で必要な契約条件が合致しないなど、調査の実施が困難又は不相当と判断する場合には、調査対象から除外されることがあります。
3. ジェットロとの委託契約においては、調査の実施に係る守秘義務や個人情報保護等の義務が規定されています。
4. 今般の国際情勢に鑑み、契約に際し現地での活動に一定の条件を付す場合があります。
5. 外注又は出向等の契約前に、経済産業省による補助金交付決定等停止措置を受けた事業者に対しては、当該措置期間中の委託費の発生又は支出は認められません。

#### (2) 調査期間

契約日から平成21年1月30日までとします。

- <注> 契約日は平成20年7月下旬を予定していますが、審査状況等により前後する場合があります。

### (3) 調査費用

原則、1件当たり6,300万円（消費税を含む。）を限度とします。また、調査費の範囲は、調査の実施に必要な経費及び調査結果のとりまとめに必要な経費とします。

【調査費の対象範囲の詳細は 別添3-口 を参照】

- <注> 1. 契約金額は、提案時の金額を上限として、採択案件選定後にジェトロが査定した上で決定しますので、提案時の費用積算内訳及び合計金額が必ずしも契約金額になるとは限りません。
2. 他方、上記の査定において、ジェトロが特に必要と認める場合は、上記の限度額（6,300万円）又は提案時の金額を超えた額を契約金額とすることがあります。

### (4) 成果物

調査の成果は、成果物として別添4に従った調査報告書（和文20部、英文20部）にまとめ、調査終了後に提出していただきます。

なお、調査報告書の著作権は、最終的に日本政府に帰属することとなります。

【報告書の作成要領は 別添4 を参照】

- <注> 1. 調査報告書（和文・英文）は、原則として一般公開の対象となりますが、調査報告書を作成した委託先は、ジェトロの許可なく調査内容、又は成果を公表することはできません。
2. 妥当な理由がなく調査報告書作成基準に従わない、または記載内容が不十分な調査報告書を作成した委託先は、同報告書の提出後に自費で修正していただくことがあります。また、次年度以降の応募に際して、調査実施能力等が劣ると評価されます。

## 4. 応募方法

### (1) 提出書類

#### ① 提案関係書類

下記 2-イ～ハに必要事項を記入したものに、下記 2-ハの電子データを入力した電子媒体（FD又はCD）および、参考資料（サイト地図ほか）を添付の上、下記の提出期限までに提出してください。なお、提案書類は提案者に返却しませんので、予めご了承願います。

#### 書類・・・各 1 部

- ・ 提案書表紙 < 2-イ >
- ・ 提案書類受領書 < 2-ロ >

#### 提案書ファイル・・・以下全てをファイルしたもの 7 部

- ・ スクリーニング様式 < 2-ハ-① >
- ・ 個別案件総括表 < 2-ハ-② >
- ・ 個別案件票（本文） < 2-ハ-③ >
- ・ 個別案件票（調査費概算） < 2-ハ-④ >
  
- ・ 参考資料（サイト地図ほか）

#### 電子媒体・・・1 部

- ・ 上記 2-ハ①～④の電子データを入力したもの。  
（参考資料は入力不要）

- <注> 1. 2-ロ（提案書類受領書）は、複数案件を提案される場合、組織内全体または担当事業部毎に取りまとめの上、提案される全案件を併記してください。また、提案書類を持参する場合には、提案書類の受領と引換に受領書を交付しますので、必要事項をご記入のうえ、提案書と併せてご持参ください。提案書を郵送する場合には、提案書類の到着後に、提案法人のご担当者宛てに郵送しますので、提案書類と共に郵送してください（返信用切手・封筒は同封不要です）。
2. 2-ハ①～④については、当該資料を A 4 サイズでプリントアウトして、以下 3 点に留意の上、2 穴ファイルに綴じたものを案件ごとに 7 部提出してください。
- ・ 2-ハ-①～④の順でファイル。
  - ・ 調査内容の理解に役立つ参考資料等は、ファイル巻末にまとめて添付。
  - ・ 当該ファイルの背表紙には、「円借款案件形成等調査」もしくは「民活インフラ案件形成等調査」、「調査名」と「主提案法人名」を記入。
3. 2-ハ-①～④については、別添 3-イ、3-ロの記入要領に従って必要事項を記入してください。なお、2-ハ-①にご記入いただく「案件概要」ならびにスクリーニング結果については、「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」を踏まえて、ジェットロ・ホームページで公開します。
4. 2-ハ-①～④については、入力データを 1 枚の電子媒体にまとめて保存し、当該電

子媒体に「円借款案件形成等調査）もしくは「民活インフラ案件形成等調査」、「調査名」と「提案法人名」を記入したラベルを貼って提出してください。複数案件を提案される場合、組織内全体または担当事業部毎に取りまとめ、1つの電子媒体にデータを収めてください。

5. 提案関係書類の電子ファイルは、ジェトロのホームページ（[http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/oda/model\\_study/](http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/oda/model_study/)）よりダウンロードして作成してください。

## ② 競争参加資格審査申請書

応募する際には、ジェトロの規程に基づき、業者登録申請をしていただく必要があります。本件については、別添6「競争参加資格の取得について」をご参照願います。

<注> 1. 本登録についての問い合わせは、ジェトロ総務部管理課（TEL：03-3582-5548）にお願いします。（本調査に係るその他の問い合わせ先は下記7. となります。）

2. 平成19、20、21年度競争参加資格の申請を済ませていない提案法人は、競争参加資格の申請を平成20年5月20日（火）15時までに行ってください。

## （2）提出期限・提出方法

提案関係書類については、平成20年5月23日（金）11：00までに郵送又は持ち込みにより、次の提出先に提出してください。

郵送の場合は、簡易書留で期限までに必着とします。また、FAXや電子メール等での提出は受け付けませんのでご注意ください。

### 【提案関係書類の提出先】

ジェトロ 産業技術部 産業技術課  
「円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査」担当 宛  
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32  
アーク森ビル6階

※5月23日（金）に限り、ジェトロ5階E会議室にて9：30より受付を行います。

## 5. 調査案件の選定方法

### （1）選定方法

調査案件の選定は、提案者の資格と個別案件票を下記の項目について確認し、外部有識者で構成される審査委員会での審査を経て、最終的にジェトロが行います。

- ① 公募要件（提案者の資格等）
- ② プロジェクトの重要性・効果（相手国の政府開発計画等における位置づけ等）
- ③ プロジェクトの実現可能性（実施機関のプロジェクト実施能力等）



- ④ 提案者の調査能力とプロジェクト推進能力（提案者の過去の調査実績等）
- ⑤ 政策的ニーズ（我が国の政策を踏まえた相手国、セクターの重要性等）

<注> 1. 調査案件は、全部で10件程度を選定する予定です。

- 2. 必要に応じて、提案者から提案案件について説明していただく機会を5月下旬～6月上旬に設ける予定であり、具体的な実施方法等については公募締切後にご連絡します。また、案件の選定過程において、追加資料の提出等を求めることがあります。

## （2）選定結果の通知・公表

平成20年6月下旬を目処に提案案件を採択し、案件名と提案者名をジェトロ・ホームページおよび経済産業公報に公表します。加えて、案件概要およびスクリーニング結果をジェトロ・ホームページに掲載します。

採択結果については、提案された個別案件ごとに「採択結果通知書」を送付しますが、審査の状況等により多少遅れることがあります。

## 6. その他

### （1）案件進捗の確認のお願い

調査終了後、当該プロジェクトの進捗状況に関するアンケート（年1回程度、調査完了の翌年度以降）を実施します。これは、政府予算で実施される本事業の政策評価に必要なデータを得るための数少ない方法の1つですので、必ずご協力いただきますようお願いいたします。ご協力いただけない場合は、次年度以降の応募に際して、評価に反映されることがある旨ご承知おきください。

### （2）担当者連絡先等の取り扱い

提案書類に記載された連絡先等は、本提案公募審査および採択後の連絡において使用します。また、進捗確認に関するアンケート等の連絡のために、提案関係書類の連絡先等を使用することがあります。

### （3）ジェトロの「環境社会配慮ガイドライン」に配慮した調査の実施

ジェトロでは2008年1月より「環境社会配慮ガイドライン」の運用を開始しており、本事業は、同ガイドラインの第I部「基本的事項」及び第III部「案件形成調査時における環境社会配慮」を踏まえ実施致します。提案者はあらかじめ同ガイドライン（<http://www.jetro.go.jp/disclosure/environment/>）をご一読ください。本事業の実施にあたりましては、環境社会面にも十分配慮することとし、同ガイドラインに沿って実施して頂きます。

## 7. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせ（競争参加資格申請に関するものを除く。）は、次の宛先にFAXにてお願いします。なお、よくあるお問い合わせについては、ジェトロ・ホームページに掲載する予定です。

※公募に関するお問い合わせは、5月16日（金）12：00締め切りとさせていただきますので、ご注意ください。

### 【問い合わせ先】

ジェトロ 産業技術部 産業技術課

「円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査」担当

FAX 03—3582—7508

以上